

事務連絡
令和3年1月9日

北本市スポーツ少年団
関係各位 殿

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

緊急事態宣言に伴う少年団活動について

初春の候、貴殿におかれましては、ますますご隆盛の段、お慶び申し上げます。

平素より、北本市スポーツ少年団に対しまして特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、特別措置法に基づき「緊急事態宣言」が発令され、緊急正・副本部長会議を開き、下記の事項が決定されました。

【 活動の注意事項とお願い 】

- 1 活動時間 4時間以内(準備から後片付けを含む)
- 2 対外試合・イベントの禁止(合同練習・練習試合も含む)
- 3 飲食の禁止(飲み物は各自で用意し、共有する飲み物は禁止)
- 4 人と人との距離を保ち、見学者を極力少なくする(ソーシャルディスタンス)
- 5 飛沫感染防止の為、指導者はマスク対応と大声を控える。
- 6 活動開始前、終了後はマスクの着用をすること。
- 7 健康観察の徹底(体調不良を感じたり、家族に体調不良者が居る場合は練習の参加を見合わせてください。

適応期間は、1月10日～2月7日まで(延長の場合もあります)

※ こまねな手洗い(石けん使用)・顔を洗う・うがい・消毒液の使用をすること。

以上のことに関して、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。